

# 「天国のための宦官」(マタイ 19: 12)

小林 昭博

## 1. はじめに——謎の言葉

なぜなら、このように母の胎から生まれた宦官たちがおり、また人間たちによって去勢された宦官たちがおり、また天の王国のゆえに自ら去勢した宦官たちがいる。  
(マタイ 19: 12 abc 私訳)

マタイ 19: 12 には三種類の宦官が登場する。

- (1) 「母の胎から生まれた宦官」(12 節 a)
- (2) 「人間たちによって去勢された宦官」(12 節 b)
- (3) 「天の王国のゆえに自ら去勢した宦官」(12 節 c)

後述するように、「母の胎から生まれた宦官」(12 節 a) と「人間たちによって去勢された宦官」(12 節 b) とは、ギリシャ・ローマ世界およびユダヤ教世界双方で普通に知られていた存在である。それにたいして、「天の王国のゆえに自ら去勢した宦官」(12 節 c)、すなわち「天国のための宦官」とキリスト教が呼び慣わしてきた「宦官」については、その存在は知られていない。いや、存在が知られていないだけではない。「天の王国のゆえに自ら去勢した宦官」という表現によって、マタイが言わんとする意味そのものが謎なのである<sup>(1)</sup>。宦官制度が存在しなくなって久しい現代世界にとって<sup>(2)</sup>、「宦官」という存在自体がある種の謎に包まれているかのように感じられてしまうのだが、マタイ神学の中心的思想である「天の王国」<sup>(3)</sup>の句が付加さ

- (1) 「これ [=宦官に関する言葉] は、諸福音書においてもっとも謎めいた言葉のひとつである」(Johannes Schattermann, *Jesus und Pythagoras*, *Kairos* 21, 1979, p. 216)。なお、ウルリヒ・ルツ『マタイによる福音書 (18-25 章)』(EKK 新約聖書註解 I/3) 小河陽訳、東京：教文館、2004 年、117 頁も、マタイ 19: 12 を「謎の言葉」と呼んでいる。
- (2) 最古の宦官制度を有する中国は、歴史上最後まで宦官制度を残存させ、その制度は 20 世紀初頭までつづいた。少し長くなるが、三田村泰助『宦官—側近政治の構造』(中公文庫 914) 東京：中央公論社、2003 年(改版、初版 1983 年、原著 1963 年)、223 頁から引用する。  
「1908 年、光緒帝の死去と前後して、清代、というよりは中国宦官史において宦官を活躍させた最後の人物ともいべき西太后が死んだ。そして 1912 年清朝がたおれ、四千年にわたる中国専制君主制に終止符が打たれた辛亥革命の年に、奇しくも西太后の信任をえた李蓮英が、これまた最後の歴史的宦官の名をになって歿したのであった」。
- (3) 「天の王国/天の王的支配」(*ἡ βασιλεία τῶν οὐρανῶν*) がマタイ神学の中心的思想であることについては、Joachim Gnilka, *Das Matthäusevangelium II. Kommentar zu Kap. 14, 1-28, 20 und Einlei-* ↗

「天国のための宦官」(マタイ 19: 12) (小林)

れることによって、12 節 c の「天国のための宦官」という表現がよりいっそう謎めいた言葉とされてしまっているものと考えられる。

従来の研究は、このような謎めいた言葉である「天国のための宦官」の意味を、旧約聖書およびユダヤ教という歴史的・社会的・文化的背景において理解しようとしてきた<sup>(4)</sup>。確かにそれはそれで意味のあることではあった。しかし、「宦官制度」は古代の中国とオリエントにおいてに個別に発生し<sup>(5)</sup>、オリエント発祥の宦官制度は、おそらくアッシリアを起源とし<sup>(6)</sup>、ペルシャ帝国からエジプト王朝を経て、ローマ帝国へと伝わっていった制度でもあり<sup>(7)</sup>、マタイ 19: 12 の「宦官」の歴史的・社会的・文化的背景としては、ギリシャ・ローマ世界をも想定しなくてはならないのである。したがって、本論文の課題は、「天国のための宦官」という表現を、ユダヤ教世界という文化的背景から理解するとともに、マタイ福音書のもうひとつの背景でもあるギリシャ・ローマ世界という文化的背景をもととして考察していくことにある。

## 2. 宦官 (εὐνοῦχος) の訳語の問題

ユーナックをいきなり宦官と訳するのは穏当でない。宦はもともと「仕える」という意味である。宦官とは読んで字のごとく、去勢された人間が宮仕えする場合に適用される名称であり、中国史のうえで、各王朝の政治の中樞を動かした特異な人間集団として有名になったため、宦官は去勢者のほとんど同義語になったが、もともと宮に仕えなかった去勢者もいたはずである。<sup>(8)</sup>

ここまで、なんの躊躇いもなく当たり前のように「宦官」という語を用いてきたが、マタイ 19: 12 に使われている εὐνοῦχοι (単数形 εὐνοῦχος) を日本語に翻訳するうえで、非西洋語ゆえの翻訳の難しさというものがつきまとう。西洋語の場合、ギリシャ語の εὐνοῦχος が、eunuchus という語としてラテン語に採り入れられたということもあり<sup>(9)</sup>、西洋語では、例えば英語の eunuch のように、εὐνοῦχος をそのまま現代語に置き換えることが可能である<sup>(10)</sup>。むろん、西洋語訳聖書の翻訳がすべ

↳ *tungsfragen*, HThKNT I/2, Freiburg/Basel/Wien: Herder, 1988, pp. 541–544 参照。

(4) むろん、研究者たちはギリシャ・ローマの宦官についても丹念に調べ上げて言及してはいるのだが、その関心はマタイ福音書の「神学的」背景としての旧約聖書とユダヤ教とに向けられている。

(5) 三田村『宦官』239–252 頁所収の増田義郎による解説「世界史の中の宦官」を参照。

(6) Gordon H. Johnson, Art. עֲבָדִים, *NIDOTTE* 3, (1997) p. 289.

(7) B. Kedar-Kopstein, Art. עֲבָדִים, *ThWAT* V, (1986) Sp. 951. なお、宦官制度は、ローマ帝国を経て、ビザンチン帝国、東方教会へと受け継がれ、オスマン帝国などのイスラム圏でも隆盛を極めた。

(8) 増田「世界史の中の宦官」(三田村『宦官』所収) 240 頁。

(9) *OLD*, p. 627. ラテン語で「去勢」を意味する他の語については、Louis H. Gray, Art. EUNUCH, *ERE* V, (1912) p. 579 を参照。

(10) 英語訳では *KJV*, *RSV*, *NRSV*、フランス語訳ではエルサレム聖書、*TOB* など。

て *εὐνοῦχος* を「宦官」と訳しているわけではないが<sup>(11)</sup>、言葉の置き換えが容易な分、*εὐνοῦχος* の訳語の選択に迷いが少ないように見受けられる<sup>(12)</sup>。それにたいして、日本語の翻訳では *εὐνοῦχος* の訳語に混乱が見られる。ほとんどの翻訳において、「独身者」(口語訳、新改訳)や「独身」(前田訳)、「結婚しない者」(塚本訳、共同訳、新共同訳)などと訳されている<sup>(13)</sup>。確かに、マタイ 19: 10-12 のテキストは、19: 1-9 に組み合わせられてひとつの物語として編集されているのだから、*εὐνοῦχος* を「独身者」や「結婚しない者」と訳したくなる気持ちはわからないではない。しかし、*εὐνοῦχος* の語自体には「独身」「結婚しない者」という意味などない<sup>(14)</sup>。くわえて、後述するように、マタイ 19: 10-12 に使われている *εὐνοῦχος* が、「独身者」や「結婚しない者」という意味のみで用いられているなどとはとても言えない。かといって、バルバロ訳や佐藤訳(岩波訳)のように、*εὐνοῦχος* を「去勢者」と翻訳することも、この語が有する歴史的・社会的・文化的背景をなおざりにしてしまっていると言わざるをえないのである<sup>(15)</sup>。では、*εὐνοῦχος* はどのように訳すべきか?

ギリシャ語の *εὐνοῦχος* は、「宦官」「去勢者」を意味するギリシャ語のなかでもっとも良く知られた語である<sup>(16)</sup>。この語は *εὐνή* (ベッド) と *ἔχω* (守る)<sup>(17)</sup> の二つの語から成り<sup>(18)</sup>、「ベッドを守る者」(*ὁ τὴν εὐνήν ἔχων*) というのが本来の意味である<sup>(19)</sup>。したがって、*εὐνοῦχος* とは単に「去勢者」を意味するだけではなく、後宮(ハーレム)の女性を「守る者」「番人」「監視者」をも意味するのである<sup>(20)</sup>。し

(11) 英語訳では *NEB*、*REB*、*NAB*、ドイツ語訳では共同訳、フランス語訳では現代訳など。

(12) なお、ルター訳とチューリヒ聖書は、「去勢者」を意味する *Verschnittene* と訳している。

(13) リビングバイブルは「結婚できない者」「独身」と訳している。

(14) *LSJ*, p. 724; *BA*, Sp. 654; Gerd Petzke, Art. *εὐνοῦχος*, *εὐνοῦχίζω*, *EWNT* II, (1981) Sp. 202-204 があげている訳語は、「宦官」と「去勢者」のふたつだけである。後述するように、この語の成り立ちから言っても、「独身」「結婚しない者」という意味での用例はない。なお、*EWNT* II の日本語訳『ギリシャ語新約聖書釈義事典 II』(1994年) 117-118 頁には、「宦官」「去勢された男」と並んで「独身者」という訳語が列挙されているが、原著にはない訳語である。語義が多く載るといのは、それだけ翻訳の幅も増して良いことには違いないが、*εὐνοῦχος* に「独身者」という訳語を掲げるのは間違いである。日本語訳聖書で「独身者」と訳しているからといって、それを事典に載せていいことにはならない。確かに、マタイ 19: 12 では「独身者」をも含意してはいるが、それはあくまで解釈として可能なのであって、訳語として列挙するのは次元の違うことである。

(15) この点は、文語訳が *εὐνοῦχος* に「閹人」という訳語を当てているのも、バルバロ訳や佐藤訳と同じ問題を孕んでいる。三田村『宦官』13 頁によると、「閹人というのは、宦官と同じ意味の漢語から借りてきたものである」とのことだが、「閹人」には「去勢者」の意味しかないので、この語では「宦官」が有するより広い歴史的・社会的・文化的意味合いを表すことはできない。

(16) Gray, *ERE* V, p. 579. なお、グレイは「去勢」を意味する他のギリシャ語をも多数列挙している。

(17) 新約聖書では、*ἔχω* はほとんどの場合「持つ」というこの語本来の意味で用いられているが、同時に「保つ」「保持する」という語義も掲げられているように (*BA*, Sp. 670-674)、古典ギリシャ語では、*ἔχω* は「守る」「見張る」という意味でも普通に用いられていた語である(用例も含め、*LSJ*, p. 749 参照)。

(18) *LSJ*, p. 724; Johannes Schneider, Art. *εὐνοῦχος*, *εὐνοῦχίζω*, *ThWNT* II, (1933)p. 763; Walter Stevenson, *The Rise of Eunuchs in Greco-Roman Antiquity*, *JHS* 5, 1995, p. 495 n. 1.

(19) *LSJ*, p. 724. より詳しくは、Gray, *ERE* V, p. 579 を参照。

(20) *LSJ*, p. 724; Stevenson, *JHS* 5, p. 495 n. 1.

「天国のための宦官」(マタイ 19: 12) (小林)

たがって、「宦官」は王や女王にもっとも身近に仕える「宮仕え」でもあるのだから、*εὐνοῦχος* は「去勢者」と「宮仕え」の双方の意味を有する「宦官」と訳さなくてはならない語なのである。しかしながら、本節冒頭で引用した増田義郎が注意を喚起しているように、問題はマタイ 19: 12 の *εὐνοῦχος* が「宮仕え」の意味をも含む「宦官」であるのか、それとも「宮仕え」など無縁な「去勢者」であるのか、ということである。新約聖書では、*εὐνοῦχος* の語は、マタイ 19: 12 以外では、使徒 8: 26-40 に登場するエチオピアの女王カンダケの高官である *εὐνοῦχος* の洗礼の物語にしか用いられていない。使徒 8: 26-40 では、女王の財産管理をする「高官」(*δυναστής*) としても紹介されており、この *εὐνοῦχος* が単に「去勢者」を意味するわけではなく、宮仕えをする「宦官」であるということが理解できる(しかも「高官」!)(<sup>21</sup>)。マタイ 19: 12 でマタイが用いる「宦官」の語と使徒 8: 26-40 においてルカが用いる「宦官」の語は、同じ *εὐνοῦχος* である。上述したほとんどの日本語訳聖書は、使徒 8: 26-40 の *εὐνοῦχος* を「宦官」と翻訳しているのだが(<sup>22</sup>)、マタイとルカ文書とで同じ *εὐνοῦχος* の語が用いられているのを、わざわざ訳し分ける根拠や必要性があるようには考えられない。後述するように、新約聖書においてマタイ 19: 12 と使徒 8: 26-40 でのみ用いられている *εὐνοῦχος* とは、マタイやルカ文書と同時代にローマ帝国にも台頭してきた「宦官」による新たな「官僚制度」を意識した物言いだと考えられるのである。したがって、マタイ 19: 12 の *εὐνοῦχος* の訳語は、使徒 8: 26-40 の *εὐνοῦχος* の訳語と同じ「宦官」という語をあてるほかないのである。繰り返して言うが、一世紀末というほぼ同時代に、ギリシャ語で著作をしているマタイとルカとが、同じ *εὐνοῦχος* という語を用いているにもかかわらず、それを著者ごとに訳し分ける必要性はない。その反対に、ルカが「宦官」と「高官」とを、あたかも交換可能な語として用いているように、マタイにとっても「宦官」は宮仕えをする「高官」の意味をも有しているのではないか、という問いを立てることが必要だということである。すなわち、「高官」たる「宦官」に「天の王国」という語を付加することによって、マタイは天の王国のこの世的な現れと彼が見なした「教会」の一種の「高官」として、マタイの神学的次元において「宦官」という語を捉えているのではないかということである。以下において、このことを釈義的に明らかにする。

(21) 荒井献「新約釈義 使徒行伝 10-8: 26-40 フィリッポスとエチオピアの高官」『福音と世界』東京：新教出版社、2005年5月号、73-79頁参照。

(22) 口語訳、共同訳、新共同訳、新改訳、リビングバイブル、バルバロ訳、塚本訳、前田訳、荒井訳(岩波訳)など。なお、文語訳は使徒 8: 26-40 にもマタイ 19: 12 と同じ「閹人」という訳語をあてている。

### 3. マタイ 19: 12 の釈義的考察

12 a *εἰσὶν γὰρ εὐνοῦχοι οἵτινες ἐκ κοιλίας μητρὸς ἐγεννήθησαν οὕτως,*

12 b *καὶ εἰσὶν εὐνοῦχοι οἵτινες εὐνουχίσθησαν ὑπὸ τῶν ἀνθρώπων,*

12 c *καὶ εἰσὶν εὐνοῦχοι οἵτινες εὐνούχισαν ἑαυτοὺς*

*διὰ τὴν βασιλείαν τῶν οὐρανῶν.*

#### 3.1. マタイ 19: 1-12

マタイ 19: 12 はマタイ 19: 1-12 にそのコンテクストを持つ。19: 1-12 は「離婚問答」と称され一括りにされてもいるが、詳細に区分すると、1-2 節が「物語の導入部」、3-9 節が「離婚問答」、10-12 節が「天国のための宦官」となる。1-9 節の資料はマルコ資料であり、マルコ 10: 1-12 を用いつつマタイがかなり自由に改変した物語となっている<sup>(23)</sup>。10-12 節は他の共観福音書に並行記事がないマタイに固有のものであり<sup>(24)</sup>、マタイの特殊資料に属する<sup>(25)</sup>。この 10-12 節の三種類の「宦官」に関するイエスのロギオン、殊に「天国のための宦官」のロギオンによって、マタイのテクストは「謎の言葉」として、新約聖書のなかにおいて異彩を放っている。

#### 3.2. マタイ 19: 1-9

1-9 節は 1-2 節と 3-9 節とによって構成されている。1-2 節はマルコ 10: 1 を資料としてマタイによって書き直されたものであり<sup>(26)</sup>、19: 1-12 の物語の導入であるだけでなく、19: 1-20: 34 というより大きな構造の導入をも兼ねている<sup>(27)</sup>。1 節冒頭の「そして、イエスがこれらの言葉を終えたときのことであった」(*καὶ ἐγένετο ὅτε ἐτέλεσεν ὁ Ἰησοῦς τοὺς λόγους τούτους*) という表現は、イエスが重要な教説を終えるさいのマタイの決まり文句であり<sup>(28)</sup>、細部の相違はあるものの、19: 1 以

(23) 詳しい分析は、Gnilka, *Matthäusevangelium II*, p. 150; William D. Davies/Dale C. Allison, Jr., *The Critical and Exegetical Commentary on the Gospel According to Saint Matthew III (Commentary on Matthew XIX-XXVIII)*, ICC, Edinburgh: T & T Clark, 1997, pp. 4 f.; ルツ『マタイによる福音書 (18-25 章)』118 頁参照。

(24) Pierre Bonnard, *L'Évangile selon Saint Matthieu*, CNT I, Genève: Labor et Fides, 1982 (=Delachaux et Niestlee, 1963, <sup>2</sup>1970), p. 284; Pierre-René Côté, *Les eunuques pour le Royaume (Mt 19, 12)*, *ÉgTh* 17, 1986, pp. 321 f.

(25) Josef Blinzler, *Εἰσὶν εὐνοῦχοι*. Zur Auslegung von Mt 19,12, *ZNW* 48, 1957, pp. 254 f.; Schattermann, *Kairos* 21, p. 21.

(26) Davies/Allison, *Matthew III*, p. 4; ルツ『マタイによる福音書 (18-25 章)』118 頁。

(27) Donald A. Hagner, *Matthew 14-28*, WBC 33 B, Dallas, Texas: Word Books, 1995, pp. 542 f. は、大部分の注解者同様、19: 1-2 を 19: 1-20: 34 全体の導入部と見なし、独立した項目として扱っている。反対に、Alexander Sand, *Das Evangelium nach Matthäus*, RNT, Regensburg: Verlag Friedrich Pustet, 1986, p. 387 は、17: 24-19: 2 の終結部として 19: 1-2 を理解しているのだが、マタイが 19: 1-2 から再度マルコを資料とした展開に戻り、物語を進めていることからいって、19: 1-2 は新しい物語への導入と理解するのがふさわしい。

(28) Erich Klostermann, *Das Matthäusevangelium*, HNT 4, Tübingen: Mohr/Siebeck, <sup>2</sup>1927, p. 72; Bonnard, *L'Évangile selon Saint Matthieu*, p. 281.

「天国のための宦官」(マタイ 19: 12) (小林)

外にも 7: 28、11: 1、13: 53、26: 1 において用いられている<sup>(29)</sup>。このように、教説終了時の決まり文句(1節 a)はマタイの編集だが、ユダヤ地方への出立(1節 b)とイエスの活動の要約(2節)とは、基本的にマルコを踏襲している。つづく 3-9 節はマルコを資料としながらも、その内容をユダヤ人キリスト教徒の好みに合わせて改変させている<sup>(30)</sup>。パリサイ派との論争というマルコ 10: 2-12 の場面設定をそのまま保ち、マタイは物語を展開させている。マルコでは離縁状の話しのあとに創世 1: 27 と 2: 24 の引用があるが、マタイでは順序を入れ替えて、創世 1: 27 と 2: 24 の引用のあとに離縁状の話しへと移行する。また、マルコでは離縁自体を禁ずるイエスの宣言が、パリサイ派にではなく、家のなかで弟子たちにだけ告げられているのにたいして、マタイではパリサイ派にたいする批判として宣言されるという変更がくわえられている<sup>(31)</sup>。さらに、マルコでは夫による妻の離縁だけではなく、妻による夫の離縁をも禁じているが、マタイでは妻の側からの離縁要求の記述を削除している。ギリシャ・ローマ的法規定とは異なり、この時代のユダヤ教には妻の側には離縁を要求する権利は存在しなかったゆえに<sup>(32)</sup>、マタイは妻の側からの離縁要求の記述を削除したということであろう。さらに、マルコでは離縁そのものが禁止されているのにたいして、マタイでは「どのような理由によれば」(*κατὰ πᾶσαν αἰτίαν*) という 3 節終わりの付加によって、9 節の「淫行によるのではなく」(*μὴ ἐπὶ πορνεία*)<sup>(33)</sup> という離縁が許される唯一の理由づけへの道備えがなされている。したがって、マタイでは妻の「淫行」(*πορνεία*)、すなわち夫以外との婚外性交という唯一の例外規定を残すことによって、マルコの離縁そのものの禁止というラディカルな宣言を弱めてしまっているのである<sup>(34)</sup>。

(29) 詳しくは、Bonnard, *L'Evangile selon Saint Matthieu*, p. 110; Leon Morris, *The Gospel according to Matthew*, PNTC, Grand Rapids/Cambridge: Eerdmans, 1992, pp. 183 f. を参照。

(30) Joseph A. Fitzmyer, *The Matthean Divorce Texts and Some New Palestinian Evidence*, *TS* 37, 1976, pp. 205-207.

(31) 1-9 節に後続する 10-12 節のイエスと弟子たちとの問答は、弟子たちのイエスにたいする返答からはじめられている。したがって、マタイはイエスの離縁禁止の宣言が弟子たちに向けて語られているというマルコの設定をいちおうは残している。

(32) ルツ『マタイによる福音書(18-25章)』118、716 頁注 6 参照。

(33) 大多数の学者とは異なり、Fitzmyer, *TS* 37, pp. 197-226 は、クムラン文書(死海文書)などを引き合いに出しつつ、*μὴ ἐπὶ πορνεία* を「近親婚の禁止」の意味に理解するが、蓋然性に乏しい。フィッツマイヤー説に至当性がないということをも含め、マタイが用いる *πορνεία* の意味について、詳しくは、Craig L. Blomberg, *Marriage, Divorce, Remarriage, and Celibacy: An Exegesis of Matthew 19: 3-12*, *TrinJ* 11, 1990, pp. 172-182; Dale C. Allison, Jr., *Divorce, Celibacy and Joseph (Matthew 1. 18-25 and 19. 1-12)*, *JSNT* 49, 1993, pp. 3-10 を参照。

(34) 詳細な議論は、ルツ『マタイによる福音書(18-25章)』125-128 頁、Blomberg, *TrinJ* 11, pp. 161-191; Allison, *JSNT* 49, pp. 3-10; Davies/Allison, *Matthew III*, pp. 15-19; Warren Carter, *Matthew and the Margins: A Socio-Political and Religious Reading*, *JSNTSup* 204, Sheffield: Sheffield Academic Press, 2000, pp. 380-382 を参照。ユダヤ教の離婚の規定に関しては、Str-B, I, pp. 312-321 参照。

マルコが伝えるイエスの離縁禁止の宣言がいかにラディカルであるからといって、聖書のこのような離縁禁止のテキストを持ち出して、離婚や再婚を禁じたりしていいというわけではない。また、「淫行によるのではなく」というマタイ的理解を持ち出して、離婚を正当化したり、離婚を勧めたり

### 3.3. マタイ 19: 10-12

マタイ 19: 10-12 は 19: 1-9 と一体をなすテキストとして編まれている<sup>(35)</sup>。10-12 節のテキストでは、パリサイ派は突然消えてしまい、物語はイエスと弟子たちのあいだの対話へと変えられている<sup>(36)</sup>。先述したように、これはマルコのイエスと弟子たちとの問答という設定が残されているということでもある<sup>(37)</sup>。10-12 節には独立した 12 節の「宦官」の伝承が核としてあり、その伝承に手をくわえながら、1-9 節と結合させたのはマタイであろう。10-11 節はおそらくマタイの編集の所産である。10-11 節がなんらかの伝承に依拠しているのかどうかを正確に判断することはできないが、全体としてマタイの編集に帰するのが妥当である<sup>(38)</sup>。10 節はマタイの編集的特徴が顕著に見られ<sup>(39)</sup>、10 節そのものがマタイによる創作だと考えられる。11 節の背後になんらかの伝承を認める見解もあるのだが<sup>(40)</sup>、重要な注解者のなかでも、それを支持する学者<sup>(41)</sup>と否定する学者<sup>(42)</sup>とに別れている。むろん、伝承や編集を見てきたかのように簡単に決定できるわけではないのだが<sup>(43)</sup>、テキストの理解の仕方が恣意的に過ぎるきらいがあるので、上述したように、11 節もマタイの編集として理解しておきたい。したがって、10-11 節は、3-9 節と 12 節のイエスの「宦官のロギオン」とを結びつけるための繋ぎの役割を担っているということになる。しかし、この編集上の繋ぎは失敗に終わっている。3-9 節の淫行による以外の妻との離縁や再婚の禁止と 12 節の「宦官のロギオン」とは別の内容を言い表しており、それゆえ 10-11 節の繋ぎの編集もぎこちなさを残してしまっているということである。あるいは、独自に手に入れた宦官の伝承を自己の福音書のなかに採り入れたいという気持ちが先行したために、マタイは 3-9 節と 12 節とが異なる内容であることに気づきえなかったのかもしれない。12 節は全体的に伝承によって構成されているが、「天の王国のゆえに」という編集上の付加によって、マタイ神学の中心的思想として仕上げられてい

りする必要もない。決定権をもつのは聖書ではなく、あくまで当事者である。聖書は古の知恵として参考にすればいいのであって、それを絶対的根拠 (auctoritas normativa 規範的権威) とする必要をわたしは感じない。

(35) Carmen Bernabé, *Of Eunuchs and Predators: Matthew 19: 1-12 in a Cultural Context*, *BTB* 33, 2003, pp. 128 f. は、この点を特に強調する。

(36) Francis J. Moloney, *Matthew 19, 3-12 and Celibacy. A Redactional and Form Critical Study*, *JSNT* 2, 1979, pp. 45 f. 参照。

(37) Hagner, *Mathew 14-28*, p. 549 をも参照。

(38) ルツ『マタイによる福音書 (18-25 章)』118、717 頁注 11、12、13。

(39) Moloney, *JSNT* 2, p. 45; Côté, *ÉgTh* 17, pp. 322 f.; ルツ『マタイによる福音書 (18-25 章)』118、717 頁注 11、Davies/Allison, *Matthew III*, pp. 4 f., 19.

(40) Blinzler, *ZNW* 48, pp. 264-267. この問題をより詳しく扱っている、idem, *Justinus Apol. I 15, 4 und Matthäus 19, 10-12*, in: *Mélanges Bibliques* (FS B. Rigaux), Gembloux 1970, pp. 45-55 は、手に入らなかったもので、読んでいない。なお、本稿注(47)を参照。

(41) Gnllka, *Matthäusevangelium II*, p. 151.

(42) ルツ『マタイによる福音書 (18-25 章)』118-119 頁。

(43) Moloney, *JSNT* 2, pp. 47, 58 n. 27; Davies/Allison, *Matthew III*, pp. 19 f を参照。

「天国のための宦官」(マタイ 19: 12) (小林)

る。12 節の a、b、c の三種類の宦官の言葉は、イエスのロギオンとして伝承されてきたものであり、史的イエスに遡る言葉だと考える学者が多い<sup>(44)</sup>。12 節 d は言語上明瞭に伝承に属する<sup>(45)</sup>。

### 3. 4. マタイ 19: 12

12 節の三種類の宦官のロギオンの構造は均整の取れたものとなっている<sup>(46)</sup>。おそらく、このような均整の取れたロギオンとして徐々に形を整えて伝承され、「母の胎からの宦官」「人間による宦官」「自ら去勢した宦官」という三種の宦官のロギオンとしてマタイは受け取ったのであろう。先述したように、最初の二種類の宦官は、ギリシャ・ローマ世界およびユダヤ教世界の双方で普通に知られていた存在である。この伝承がイエスに遡るとすれば、イエスはこのロギオンをユダヤ教の区分に従って語り、マタイがそのロギオンをギリシャ・ローマ世界の宦官をも念頭に置きつつ、現在のテキストに編集したということになるであろう<sup>(47)</sup>。

## 4. ユダヤ教世界とギリシャ・ローマ世界における宦官

### 4. 1. ユダヤ教世界における宦官

「母の胎からの宦官」に対応するのは、「太陽の宦官」(קָרִים מִקֶּה) ないし「天の宦官」(קָרִים שָׁמַיִם) である<sup>(48)</sup>。「太陽の宦官」は、太陽をはじめて見たときからの宦官(お天道様をはじめて拝んだときからの宦官)の意であり、生まれながらにして宦官である者のことを指す<sup>(49)</sup>。あるいは、太陽からも連想されるように、高熱によって「性的不能」となった者を指すのかもしれない<sup>(50)</sup>。「天の宦官」は、「天」、すなわち「神」によって宦官とされた者の意であり、生まれながらの宦官を指す表現である。すなわち、「太陽の宦官」も「天の宦官」も、厳密な意味での「宦官」「去勢者」ではなく、——いずれにせよ、差別的な意味合いでの——「性的不能者」、ユダヤ人男性

(44) ルツ『マタイによる福音書(18-25章)』119頁参照。

(45) ルツ『マタイによる福音書(18-25章)』118頁。

(46) Hagner, *Mathew 14-28*, p. 547.

(47) Blinzler, *ZNW* 48, pp. 264-267 (および未読の idem, *Justinus Apol. I 15,4 und Matthäus 19, 10-12*, [in: *Mélanges Bibliques*] pp. 45-55) は、ユスティノス『弁明一』15.4において、マタイ 19: 11-12の背後にある元来の宦官のロギオンが保持されていると結論づけている。しかしながら、ユスティノス『弁明一』15.4 (=PG 6, [1857] p. 549) のテキストから知られることは、ユスティノスがマタイを前提にしているという、プリンツラーの結論とは反対のことである(ルツ『マタイによる福音書(18-25章)』118-119頁参照)。なお、本稿注(40)を参照。

(48) Str-B, I, pp. 805 f.; Schneider, *ThWNT* II, p. 765.

(49) Samuel Tobias Lachs, *A Rabbinic Commentary on the New Testament: The Gospel of Matthew, Mark, and Luke*, Hoboken, New Jersey: Ktav Publishing House/New York: Anti-Defamation League of B'Nari B'Rith, 1987, p. 327 n. 4.

(50) Str-B, I, p. 806.

の「義務」であった子孫を残す役目を果たせない者、「生殖能力のない者」を意味する。

「人間による宦官」に対応するのは、「人間の宦官」(קְרִיט אָדָם)であり、これは文字どおりの意味で、「宦官」「去勢者」を意味する<sup>(51)</sup>。旧約聖書では、去勢は厳格に禁じられており、「宦官」(קְרִיט)はヤハウエの共同体から排除されたのである(レビ21:20、申命23:2)<sup>(52)</sup>。「人間の宦官」および「太陽の宦官」や「天の宦官」が排除された理由は、障害や身体に傷のある者を排除するユダヤ教の排他的で差別的な祭儀的清浄規定とも関係するが、上述したように、ユダヤ人男性の「義務」であった子孫を残す役目を果たせないということが重大な理由であった。その意味でユダヤ教には独身制というものが存在する余地はなく<sup>(53)</sup>、子孫を残すための結婚はユダヤ人男性の完全なる「義務」だったのである<sup>(54)</sup>。

「天の王国のゆえに自ら去勢した宦官」ないし「自ら去勢した宦官」に対応する「宦官」は、上で述べた旧約聖書での去勢禁止の規定もあり、その存在は知られていない<sup>(55)</sup>。

#### 4.2. ギリシャ・ローマ世界における宦官

古代ローマの法律家が残している証言によると、古代のローマ法では「去勢者」を以下の四種類に分類している<sup>(56)</sup>。

- (1) 「性的不能者」(spadones)
- (2) 「傷ついた者」(thlibiae)
- (3) 「つぶれた者」(thladiæ/thlasiæ)
- (4) 「去勢者」(castrati)

(51) Str-B, I, pp. 806 f.; Schneider, *ThWNT* II, p. 765.

(52) 詳しくは、Kedar-Kopstein, *ThWAT* V, Sp. 948-954; Johnson, *NIDOTTE* 3, pp. 288-295 参照。

(53) しかし、エッセネ派が独身制であったという証言は、ユダヤ人のフィロン(『ヒュポテティカ』11.4)とヨセフス(『ユダヤ戦記』2.120, 160)、ローマ人の大プリニウス(『自然誌』5.15.73)に見られる。エッセネ派(クムランの共同体がエッセネ派だとして)が、——部分的にせよ——独身制を採用していたのかどうかについては意見が分かれている。この問題の賛否については、考古学上の諸証言(墓の発掘調査など)も含めて、Joseph E. Zias, *The Cemeteries of Qumran and Celibacy: Confusion Laid to Rest?* *DSD* 7, 2000, pp. 220-253 を参照。

(54) ラビ文書の諸証言を含め、Blinzler, *ZNW* 48, pp. 261-264; Frank Stagg, *Biblical Perspectives on the Single Person*, *RevExp* 74, 1977, pp. 5-19; Peter W. van der Horst, *Celibacy in Early Judaism*, *RB* 109, 2003, pp. 390-402 参照。

(55) シムオン・ベン・アザイは、より偉大なトーラーの知識を得るために、独身を通したラビとして知られている。「天国のための宦官」とは直接関係しないが、宗教史的背景としては重要である。ラビ文書の用例も含め、Horst, *RB* 109, pp. 392 f. 参照。

(56) Pauly-W, III A, 1, (1927) [s. v. Spado] Sp. 1258 f. なお、Stevenson, *JHS* 5, pp. 497 f. をも参照。

「天国のための宦官」(マタイ 19: 12) (小林)

まず、(1) の *spadones* (単数 *spado*) だが、この語はギリシャ語の *σπάδων* からラテン語に持ち込まれた語であり、生まれながらにして *thlibiae* や *thladiæ/thlasiae* である者と同じような者を意味する。すなわち、生まれながらの「性的不能者」<sup>(57)</sup>を表す語である<sup>(58)</sup>。したがって、*spadones* は「母の胎からの宦官」や「太陽の宦官」「天の宦官」に対応する。つづく (2)~(4) の語は生殖器の切断と関わる語である。(2) の *thlibiae* (単数 *thlibias*) は、「傷つける」や「押しつぶす」ことを意味するギリシャ語 *θλιβίαις* がラテン語化した語であり、二世紀初頭の医師ソラノスに用例がある<sup>(59)</sup>。(3) の *thladiæ/thlasiae* (単数 *thladias/thlasias*) も、ギリシャ語の *θλαδίαις* からラテン語に入ってきた語であり、そのほとんどは旧約聖書やユダヤ教に関わるものである。すなわち、七十人訳の申命 23: 2 の「睪丸のつぶれた者」(*θλαδίαις*) やフィロンの諸著作に用例がある<sup>(60)</sup>。(2) の *thlibiae* と (3) の *thladiæ/thlasiae* とは、なんらかの理由により後天的に生殖器が傷ついたりつぶれたりした者の意であり、厳密には去勢者や宦官とは異なる。(4) の *castrati* (単数 *castratus*) は英語の *castration* といった西洋語の語源にもなっているように、生殖腺を外科的に除去した者を指す<sup>(61)</sup>。この *castrati* が本来的な意味における「去勢者」を意味し、「人間による宦官」や「人間の宦官」に対応する語である。

これらのギリシャ・ローマの用例には、ユダヤ教での用例同様、「天国のゆえに自ら去勢した宦官」ないし「自ら去勢した宦官」に類するものは見あたらない。しかし、宗教的な宦官である小アジアのキュベレの祭司は「宦官祭司」(*εὐνοῦχος ἱερεὺς*) と呼ばれ、自己去勢をしていたことが知られている。むろん、自分自身で去勢の施術をするわけではないが、キュベレの宦官祭司は自発的な宦官であり、祭儀的清浄と神への献身の証しとして「宦官」となったのであり、「神に仕えるゆえに自ら去勢した宦官」と言いうる存在なのである<sup>(62)</sup>。マタイがキュベレの宦官祭司を知っていたかどうかはわからないが、自己去勢、すなわち自発的な去勢者として、神に身を捧げたキュベレの宦官祭司は、「天国のための宦官」の宗教史的な背景ないし並行例として重要なのである<sup>(63)</sup>。

(57) 「性的不能者」という表現には、酷い差別的な意味合いがあるが、*spadones* (*spado*) はまさにそのような差別的な意味合いで用いられている。

(58) 用例は、*OLD*, p. 1796 を参照。なお、マルティアリス (40 年頃—104 年頃) 『エピグランマ集』 6. 2 (LCL 95, p. 2) には、「*spado* でさえも間男であった」(et *spado moechus erat*) という表現があり、このことから *spado* が性交可能な場合もあることが窺われる。

(59) ソラノス『女性の病気についての論考』 2. 40. 5.

(60) フィロン『創世記の比喩的解釈』 3. 8. 3、『泥酔について』 213. 2、『アブラハムの移住について』 69. 4、『夢について』 2. 184、『特別な法について』 1. 325.

(61) 用例は、*Pauly-W*, III A, 1, Sp. 1258.

(62) *Schneider, ThWNT* II, pp. 763, 765 f.; *Petzke, EWNT* II, Sp. 203 = 『ギリシャ語新約聖書釈義事典 II』 117 頁。

(63) ルツ『マタイによる福音書 (18–25 章)』 139 頁は、キュベレの祭司を「人間による宦官」と見なしているが、キュベレの祭司が自発的に宦官となったという点を見落としている。

## 5. ギリシャ・ローマ世界における宦官の台頭

これら宦官の増加と、その勢力増大とは、紛れもない専制主義進展の兆候だった。

(エドワード・ギボン)<sup>(64)</sup>

マタイと同時代、すなわち一世紀後半から二世紀前半にかけて、先述したマルティアリスやユウェナリス（60年頃－140年頃）<sup>(65)</sup>といった諷刺詩人が宦官をその詩に登場させている。これらの詩人以外にも、大プリニウス（23/24年－79年）<sup>(66)</sup>、アプレイウス（123年頃－161年以後）<sup>(67)</sup>やルキアノス（120年頃－180年頃）<sup>(68)</sup>といった作家が宦官を登場させた著書を著している。

二世紀初頭に活躍したソフィストであるアレラテ（現在のアルル）出身のファウオリヌス（80年頃－150年頃）というひとりの宦官がいた。彼は生まれながらの宦官と呼ばれていたが<sup>(69)</sup>、「両性具有者」「半陰陽」であった<sup>(70)</sup>。ファウオリヌスは時の皇帝ハドリアヌスと親交を持ち、地中海世界初の権力の中枢に入り込んだ宦官となった人物である。彼は130年頃にハドリアヌスの不興を買って追放されたが、後にアントニウス・ピウスによってローマに戻されている。この背後にはファウオリヌスのローマでの莫大な人気があったと考えられており、彼はローマの宦官の分水嶺になった存在と称されているのである<sup>(71)</sup>。すなわち、ファウオリヌスによって、ローマ帝国でも、宦官が皇帝の側近の高官として、その政治的地歩を確かなものとしたということである。

「宦官」は、古代中国においても、古代オリエントにおいても、宮廷に仕える「高官」であった。最古の宦官制度を有する中国では、民衆が立身出世するための早道として、自宮（自己去勢）して宦官となり、宮廷や後宮に仕えるという道があった。そのため、中国では去勢を生業とする国家公認の職があり<sup>(72)</sup>、自宮して宦官となる者

(64) エドワード・ギボン『ローマ帝国滅亡史』19章（中野好夫訳）。

(65) ユウェナリス『諷刺詩』6. 366-378.

(66) 大プリニウス『自然誌』7. 39. 129.

(67) アプレイウス『黄金のロバ』（=『変身物語』）8. 26.

(68) ルキアノス『宦官』（1-13）。

(69) Stevenson, *JHS* 5, p. 503, and n. 26 参照。

(70) 「彼 [=ファウオリヌス] は二重の性をもって生まれた、[すなわち] 両性具有者であった (*διφυῆς δὲ ἐτέχθη καὶ ἀνδρόθηλος*)」(フィロストラトス『ソフィスト伝』8. 489 [LCL 134, p. 22])。ここからローマにおいて「半陰陽」が「宦官」と呼ばれていたことが窺い知られる。

(71) Stevenson, *JHS* 5, p. 504. しかし、このような評価も一面的でしかなく、その台頭とともに宦官はギリシャ・ローマ世界の価値観を脅かす存在とも見られたのである。おそらく、この背後には、「男らしさ」(*virilitas*) を美德とするギリシャ・ローマの価値観を、宦官が脅かすという理由があったものと考えられる。だが、それは同時に、ギリシャ・ローマの価値観を脅かすほどに、宦官が政治的な力を持ったということの証しだとも言うるのである。

(72) 三田村『宦官』19-23頁参照。

「天国のための宦官」(マタイ 19: 12) (小林)

が後を絶たなかったという<sup>(73)</sup>。特に、前漢(前 202 年—後 8 年)、後漢(25 年—220 年)、唐(616 年—907 年)、明(1368 年—1662 年)の時代には、宦官は皇帝や皇后の側近として、その権勢を振るったのであった<sup>(74)</sup>。中国とは個別に発祥したオリエントの宦官制度においても、宦官は高官として政治的権勢を振るっていた<sup>(75)</sup>。旧約聖書では、「宦官」を意味する  $\text{סַרְסִי}$  が、大部分「高官」の意味で使われており<sup>(76)</sup>、宦官を厳格に禁じていながらも、言語的には、「宦官」がそのまま「高官」を意味していたのである(あるいは、宦官制度はイスラエルにも入り込んでいた?)。

ローマの宦官制度は、当初から貴族や元老院議員の家に持ち込まれ、皇帝の家にも入り込んでいったものである。マタイと同時代の皇帝であるドミティアヌス(帝位 81 年—96 年)やネルウァ(帝位 96 年—98 年)は去勢禁止令を出しており<sup>(77)</sup>、この去勢禁止令そのものが、マタイと同時代のローマにおいて、宦官がローマ世界に台頭してきたことの証左だと考えられるのである。本節冒頭で引用したように、ギボンは、四世紀中葉のコンスタンティヌス二世以降のローマ帝国内での宦官の増加と実権の掌握を称して、「これら宦官の増加と、その勢力拡大とは、紛れもない専制主義進展の兆候だった」<sup>(78)</sup>と述べている。しかしながら、ファウオリヌスを分水嶺として、二世紀初頭にはローマ帝国において宦官が権力の中核へと進出しはじめていたということを見ると、四世紀中葉の宦官の増加と実権掌握を「専制主義進展の兆候」と推定するギボンの推定は、二世紀初頭にも当てはめることが可能である<sup>(79)</sup>。そして、私見によると、使徒 8: 26–40 のエチオピアの女王カンダケの高官である宦官が、まさにその地位の高さをルカによって強調されていることからいって<sup>(80)</sup>、一世紀末のギリシャ・ローマ世界において、すでに「宦官」は「高官」として認識されていたと考えられる。そのように考えると、マタイ 19: 12 の「天国のための宦官」もまた、一世紀末に宦官がローマ世界に「高官」として徐々に頭角を現してきていたことの証左のひとつだと言えるということであり、「天国のゆえに自ら去勢した宦官」という表現は、「宦官」が「高官」として台頭してきつつあった一世紀末のギリシャ・ローマ世界という、歴史的・社会的・文化的背景をとおして明らかになるということなのである。

(73) 三田村『宦官』51–59 頁参照。

(74) 三田村『宦官』102–148、149–182、183–223 頁参照。

(75) Kedar-Kopstein, *ThWAT* V, Sp. 948–954; Johnson, *NIDOTTE* 3, pp. 288–295.

(76) Gray, *ERE* V, p. 579; Kedar-Kopstein, *ThWAT* V, Sp. 948–954; Johnson, *NIDOTTE* 3, pp. 288–295; Robert North, Art. POSTEXILIC JUDEAN OFFICIAL, *ABD* 5, (1992) pp. 86–90.

(77) スエトニウス『ドミティアヌス』7. 1.

(78) ギボン『ローマ帝国滅亡史』19 章。

(79) Stevenson, *JHS* 5, pp. 495–511 は、二世紀から四世紀のギリシャ・ローマ世界において、宦官が徐々に台頭してきたということを明らかにしている。

(80) 荒井「新約釈義 使徒行伝 10」(『福音と世界』2005 年 5 月号) 73 頁。

## 6. おわりに——天国のための宦官

宦官というこの不幸な存在。(ギボン)<sup>(81)</sup>

天の王国のゆえに自ら去勢した宦官たちがいる。(マタイ 19: 12c)

ファウオリススを分水嶺とするローマ帝国における宦官の台頭という二世紀初頭の歴史的・社会的・文化的状況は、ギリシャ・ローマ世界に向けてギリシャ語で著作をしているマタイにたいして、強い影響力を及ぼしていたことは当然である。マタイが「宦官」という語を用い、またマタイの読者が「宦官」という語に触れるとき、ギリシャ・ローマ世界に台頭してきつつあった「宦官」の存在を念頭に浮かべたことであろう。マタイはイエスの宦官のロギオンを知り、その福音書のなかにそのロギオンを採り入れた。そのさい、マタイは第三の「自ら去勢した宦官」というロギオンに、「天の王国のゆえに」という表現を付け加えることによって、このロギオン全体を神学化したのである。「天の王国のゆえに」(*διὰ τὴν βασιλεία τῶν οὐρανῶν*)の「ゆえに」(*διὰ*)は、「天の王国に入るために」という救済の意味ではなく、「天の王国の職務のゆえに」という宣教的意義である<sup>(82)</sup>。すなわち、マタイは「天国のための宦官」という表現によって、その世界宣教の神学を念頭に置いているのである(マタイ 28: 16-20 参照)。その世界宣教の戦略は後のカトリシズムを生み出すことになったのだが、そのさい自発的に宦官となるというこの宦官のロギオンが、11節と12節dのマタイの編集によって、自発性ではなく、「選び」の性格を帯びてしまっているのである。したがって、マタイの段階での宦官のロギオンは、——たとえば「宦官」が比喩的な意味であったとしても<sup>(83)</sup>——その「宦官」という表現を、「独身制」の意味に解し、天国のためにその身を捧げ献身した者と理解するだけでは不十分である<sup>(84)</sup>。ローマでは性交可能な宦官の存在が知られていたし<sup>(85)</sup>、中国では性交可能な

(81) ギボン『ローマ帝国滅亡史』19章(中野訳)。

(82) Blinzler, *ZNW* 48, pp. 261-264 によって提唱され、その後広く受け入れられている(Jerome Kodell, *The Celibacy Logion in Matthew 19: 12*, *BTB* 8, 1978, pp. 21 f.; Moloney, *JSNT* 2, p. 49; Côté, *ÉgTh* 17, pp. 330 f.)。

(83) エウセビオス『教会史』6. 8. 1-3は、オリゲネスがマタイ 19: 12を文字通りに受け取り、実際に自己去勢したと伝えている。しかし、オリゲネスは『マタイ福音書注解』15. 1以下において、一コリント 3: 6「文字は殺し、霊は生かす」を引用し、マタイ 19: 12の「天国のための宦官」を文字通り受け取る者たちのことを嘆いており、エウセビオスの報告は疑わしいと思われる(ヘンリ・チャドウィク『初期キリスト教とギリシャ思想—ユスティノス、クレメンス、オーリゲネース研究』中村坦/井谷嘉男訳、東京: 日本基督教団出版局、1983年、99頁参照)。反対に、エウセビオスの報告の史的信憑性を支持するのは、Daniel F. Caner, *The Practice and Prohibition of Self-Castration in Early Christianity*, *VigChr* 51, 1997, p. 401, esp. n. 26; ルツ『マタイによる福音書(18-25章)』132頁などである。なお、Davies/Allison, *Matthew III*, p. 23 n. 112をも参照。

(84) この問題を扱う最新の論文の Horst, *RB* 109, p. 398も、まさにこのような単純な発想でしかない。

(85) Stevenson, *JHS* 5, pp. 499.

「天国のための宦官」(マタイ 19: 12) (小林)

宦官の存在はもとより、高官の宦官が数多く結婚していたということも知られており<sup>(86)</sup>、「宦官＝禁欲」「宦官＝独身」という定式は絶対的なものではないのである。しかも、独身や禁欲ということのみを言いたいのであれば、単純にそう言ったはずである。かなり恣意的な想像かもしれないが、私見では、「天国のための宦官」とは、天国の官僚制度、すなわちその地上での教会を実質支配していく指導者たちの権威が、徐々に台頭しつつあった「教職制度」と「宦官制度」とを重ね合わせて考えられていると見なせるということである(キュベレの「宦官祭司」!)。おそらく、イエスの段階では、たとえ「高官」や「祭司」ではあっても、社会的蔑視の対象であった宦官という否定的存在を肯定的存在として述べるところに、取税人、売春婦が天国に入るという意識と同じ意識が垣間見える<sup>(87)</sup>。しかし、マタイの段階では、ルカが高官である宦官を引き合いに出すことによって狙った意図が、「天国のための宦官」という神学にくるまれた発想によって、より露骨に表現されてしまっている。教職を頂点とした後のカトリシズムのヒエラルキーの根が、すでにここに生じているということである(女性の存在は完全にシカト!)。「天国のための宦官」とは、ギボンを模して言えば、キリスト教の「専制主義進展の兆候」なのである。

「母の胎からの宦官」「人間による宦官」という実際の宦官制度の問題には、つねに排除や蔑視が伴っている。ギボンが「宦官というこの不幸な存在」<sup>(88)</sup>と言っているように、「宦官制」とはきわめて残忍で差別に満ちた制度である。天国の職務に仕える選ばれた者たちによる教会の専制主義的兆候、すなわち「天国のための宦官」という神学的発想には、「天国のため」という「最高位の理由」のゆえに、この世の不条理や残虐性を肯定してしまう思想が内在している。

(本論文は、2005年6月13日に福岡女学院大学を会場に行われた、第46回関西新約聖書学会における研究発表に加筆したものである。)

(86) 三田村『宦官』95-99頁。

(87) このロギオンが、マタイ 11: 19 (ルカ 7: 34 並行) の「大飯喰らいで大酒呑み」「取税人や罪人の仲間」というイエスにたいする悪口同様、イエスやその弟子たちが独身であることを「宦官」と嘲笑され、そのことにたいするイエスの自己理解とする見解もあるが (Blinzler, ZNW 48, p. 269)、独身を呪詛するユダヤ教という背景を考えると、ありえなくはない見方である。なお、ラビ文書の宦官への嘲笑の用例については、Str-B, I, pp. 567 f.; Blinzler, ZNW 48, p. 269 n. 53 を参照。

(88) ギボン『ローマ帝国滅亡史』19章 (中野訳)。